

令和3年第11回農業委員会議事録

令和3年11月25日

下妻市農業委員会

令和3年第11回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和3年11月25日(木) 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所 本庁舎 大会議室

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第4号 現況証明書の交付決定について

第5号 農地法第18条第1項の規定による賃貸借の解約の許可申請に対する処分について

4. 報 告

第1号 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査(農地パトロール)に係る結果について

第2号 農地法第32条の規定による利用意向調査に係る結果について

第3号 農地パトロールの結果に基づく非農地判断について

第4号 制限除外の農地の移動届出について

第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次の通り

1番 京空 克芳	2番 柴崎 尚	3番 白井 安男
4番 杉田 恒夫	5番 飯村 昇	6番 篠崎 宏之
7番 中島喜美夫	8番 小島 博幸	9番 栗島 喜好
10番 齋藤 孝夫	11番 栗原 三郎	12番 飯岡 勝美
13番 塚田 好克	14番 程塚 裕行	15番 野村 操
16番 稲川 広美	17番 木村 一巳	18番 森 槇雄
19番 中山 基		

(農地利用最適化推進委員)

稲川 裕也	宮山 昌之	篠崎 隆一
小林 俊郎	鶴見 清忠	石島 和美
草間 治	笠島 修	齊藤 栄久
飯島 晴彦	羽賀 茂	

出席職員次の通り

局長 小林 正幸 局長補佐 海老澤 尚子 係長 渡辺 広行 主事 綿貫 千秋

(午後1時30分 開会)

議長（会長 中山基君）

ただいまから、令和3年第11回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は15番野村操君、16番稲川広美君の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、9件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、小島地内、田、217㎡、申請理由は、耕作地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、小島地内、4筆、田畑、合計3,231㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が10月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、江地内、2筆、畑、合計1,218㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が10月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号4号、申請地、江地内、田、4,872㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号5号、申請地、小島地内、登記、畑、現況、田、471㎡、申請理由は、耕作地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、山尻地内、畑、716㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3ページをご覧願います。

処理番号7号、申請地、山尻地内、畑、691㎡、申請理由は、耕作地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文

には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号8号、申請地、原地内、畑、362㎡、申請理由は、耕作地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号9号、申請地、村岡地内、4筆、田畑、合計6,800㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第1号）

処理番号1号：京空委員

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。

申請地は、総上小学校から東へ約450mにあり、稲の刈取り後でした。11月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号2号：京空委員

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。

申請地は、総上小学校から東へ約600m圏内にあり、一部は基盤整備地区に入っており、残りは水稲が刈り取られた後でした。11月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号3号：栗島委員

議案第1号 処理番号3号について報告いたします。

申請地は、上妻小学校から北へ約2.5kmにあり、大豆が耕作してあり収穫前の状態でした。11月22日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号4号：栗島委員

議案第1号 処理番号4号について報告いたします。

申請地は、上妻小学校から北西へ約1.2kmにあり、休耕で雑草が繁茂していました。11月22日、現

地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号5号：京空委員

議案第1号 処理番号5号について報告いたします。

申請地は、ハローワーク下妻から南東へ約500mにあり、一部基盤整備に入っておりました。残りは水稻の刈取り後でした。11月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号6号：木村委員

議案第1号 処理番号6号について報告いたします。

申請地は、市営柳原球場から西へ約800mにあり、麦の刈取り後で、きれいに管理されていました。11月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号7号：木村委員

議案第1号 処理番号7号について報告いたします。

申請地は、市営柳原球場から西へ約800mにあり、麦の刈取り後で、きれいに管理されていました。11月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号8号：小島委員

議案第1号 処理番号8号について報告いたします。

申請地は、千代川中学校から南東へ約1.2kmにあり、水稻の刈取り後でした。11月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号9号：柴崎委員

議案第1号 処理番号9号について報告いたします。

申請地は、筑波サーキットから北へ約1.5kmにあり、畑は野菜の作付けがされていました。水田は稲刈り後の状態でした。11月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

4ページ並びに、黄色の参考資料1の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、3件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、山尻地内、畑、490㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料1の3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、鯨地内、畑、500㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料1の5ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、江地内、畑、964㎡、申請理由は、太陽光発電設備の設置でございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は4ページ、参考資料1は、1ページ・2ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。

また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済みとなっております。

続きまして、参考資料1は、3ページ・4ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、江連八間土地改良区への放流承認が申請済みとなっております。

続きまして、参考資料1は、5ページ・6ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る経済産業省の認定及び東京電力への電力受給契約は完了しております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第2号）

処理番号1号：木村委員

議案第2号 処理番号1号について報告いたします。

申請地は、市営柳原球場から北西へ約900mにあり、耕運してきれいに管理され、一部ネギが作付けされていました。11月19日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号2号：杉田委員

議案第2号 処理番号2号について報告いたします。

申請地は、ふるさと交流館リフレこかいから南東へ約350mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。11月19日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号3号：栗島委員

議案第2号 処理番号3号について報告いたします。

申請地は、上妻小学校から北へ約2.7kmにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。11月19日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

5ページ並びに、参考資料1の7ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、南原地内、4筆、畑、合計2,907㎡、申請理由は、既存駐車場を返却することとなったため、申請地に駐車場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は5ページ、参考資料1は、7ページ・8ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画と

なっております。農地法以外の他法令につきましては、配置図中段に記載のとおり、下妻市で管理する用悪水路敷地が申請地間を東西に走っており、水路の一部を下妻市より払下げするため、公共用財産の用途廃止申請が申請済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第3号）

処理番号1号：齋藤委員

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。

申請地は、ビアスパークしもつまから北東へ約350mにあり、休耕でしたがきれいに管理されていきました。11月19日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

6ページをお開き願います。

議案第4号、現況証明書の交付願につきましては、今回、2件の願出であります。非農地証明は、非農地になってから20年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないもの、又は原状回復命令を受けていないものなどが交付の対象となります。ご説明を申し上げます。

処理番号1号、願出地、二本紀地内、登記、宅地、現況、畑、661.22㎡の内337.23㎡、住宅敷地として利用している土地が約25年経過するも、現況地目が農地であり、現況地目を変更するため願出

されたものであります。

処理番号2号、願出地、今泉地内、畑、193㎡、住宅敷地となった土地が約23年経過するも、地目変更が未済のため願出されたものであります。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第4号）

処理番号1号：野村委員

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。

願出地は、総上小学校から西へ約1kmにあり、住宅敷地として利用されていました。11月19日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。願出人への確認は、自宅訪問にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、住宅敷地として約25年間利用されていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号2号：野村委員

議案第4号 処理番号2号について報告いたします。

願出地は、下妻市立図書館から南西へ約800mにあり、住宅敷地として利用されていました。11月19日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。願出人への確認は、現地調査時に自宅訪問にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、住宅敷地として約23年間利用されていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて議案第5号、農地法第18条第1項の規定による賃貸借の解約の許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

7ページをご覧ください。

議案第5号、農地法第18条第1項の規定による賃貸借の解約の許可申請に対する処分につきましては、今回、1件の申請であります。農地法第18条第1項の規定による許可申請は、農地に関する賃貸借契約について、当事者間の合意によらない、一方から解約する旨の通知をすることについての許可申請であります。ご説明を申し上げます。

処理番号1号、別府地内、畑、1,335㎡、申請理由は賃貸人が解約を申し出たものの、賃借人が死亡しており、全ての相続権者から解約の同意を得ることが困難であることから、農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請がなされたものであります。農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該当する申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について報告願います。

（議案第5号）

処理番号1号：柴崎委員

議案第5号 処理番号1号について報告いたします。

申請地は、大形小学校から西へ約500mにあり、野菜の作付けがされていまして。11月19日、現地調査をした結果、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。耕作者の変更のため、賃借権を解除するものであり、申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

報告を終ります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め左様決しました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は午後2時5分といたします。

(農地利用最適化推進委員 入室・着席)

議長 (会長 中山基君)

それでは、休憩前に戻り会議を始めます。

ここからは、農地利用最適化推進委員の皆様にも会議に参加していただいております。

それでは報告第1号、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査に係る結果について、報告願います。局長。

事務局長 (小林正幸君)

青色の報告第1号の別紙をご覧ください。

報告第1号、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査(農地パトロール)に係る結果につきましては、遊休農地の実態把握と発生防止・解消を目的に、去る6月から8月にかけて農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様にご調査いただきました結果をご報告するものでございます。

内容につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局 (綿貫千秋君)

報告第1号、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査に係る結果についてご説明申し上げます。利用状況調査は市内を9地区に分け、本年6月から8月にかけて委員のみなさまに調査を行っていただきました。暑い時期の調査、大変お疲れ様でした。

それでは、報告第1号の別紙1ページをお開き願います。1番下の、合計欄をご覧ください。

はじめに、1. A分類・1号、再生利用を目指す農地は、田畑 合計 299筆 235,896㎡でございます。続きまして、2. A分類・2号、必要な管理が行われていない低利用の農地は、田畑 合計 127筆 83,409㎡でございます。最後に、3. B分類、山林などの状態で再生利用が困難と見込まれる農地は、田畑 合計 111筆 90,794㎡でございます。こちらに記載はありませんが、これらを合わせますと、537筆、410,099㎡となります。

以上で、報告第1号のご説明を終了いたします。

議長 (会長 中山基君)

これは報告事項でございますが、遊休農地に関することですので、皆さんから何かございましたらご発言願います。最適化推進委員の皆さんもご意見があればよろしく願いたします。

(発言なし)

議長 (会長 中山基君)

それでは報告事項ということで、ご承認のほどよろしく願いたします。

続きまして報告第2号、農地法第32条の規定による利用意向調査に係る結果について、報告願います。局長。

事務局長 (小林正幸君)

報告第2号の別紙をご覧ください。

報告第2号、農地法第32条の規定による利用意向調査に係る結果につきましては、報告第1号でありました利用状況調査の結果、A分類と判断された農地について、農地法第32条第1項の規定に基づき利用の意向について調査を行った結果をご報告するものでございます。

内容につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局（綿貫千秋君）

それでは、報告第2号、農地法第32条の規定による利用意向調査に係る結果についてご説明させていただきます。

報告第2号の別紙1ページをお開き願います。まず、利用意向調査の集計結果についてご説明申し上げます。表の見方でございますが、一番左が地区名、その次が利用意向調査の対象農地の筆数及び面積、一番右が所有者から回答があった農地の筆数及び面積となっており、その内訳が「自ら管理する」から「その他」までとなっております。

はじめに、下妻地区でございますが、全39筆、42,850㎡の送付に対し、計30筆、36,744㎡の回答がございました。本調査の回答率といたしましては、筆数の割合で、77%となっております。所有者の意向といたしましては、「自ら管理する」が4筆、「売りたい」が14筆、「借りを自ら探す」が0筆、「借りを探してほしい」が11筆でございます。

続きまして、大宝地区でございますが、全116筆、75,339㎡の送付に対し、計79筆、48,394㎡の回答があり、回答率は68%となっております。なお、所有者の意向につきましては、表の通りとなっておりますので、以後内訳の説明は割愛させていただきます。

続きまして、騰波ノ江地区でございますが、全47筆、35,662㎡の送付に対し、計19筆、12,539㎡の回答があり、回答率は40%となっております。

続きまして、上妻地区でございますが、全40筆、37,071㎡の送付に対し、計20筆、20,728㎡の回答があり、回答率は50%となっております。

続きまして、総上地区でございますが、全12筆、8,165㎡の送付に対し、計4筆、3,266㎡の回答があり、回答率は33%となっております。

続きまして、豊加美地区でございますが、全19筆、9,928㎡の送付に対し、計13筆、5,368㎡の回答があり、回答率は68%となっております。

続きまして、高道祖地区でございますが、全22筆、14,910㎡の送付に対し、計8筆、3,883㎡の回答があり、回答率は36%となっております。

続きまして、蚕飼・宗道地区でございますが、全30筆、18,504㎡の送付に対し、計19筆、11,755㎡の回答があり、回答率は63%となっております。

続きまして、大形地区でございますが、全103筆、96,975㎡の送付に対し、計56筆、54,155㎡の回答があり、回答率は54%となっております。

最後に、本調査における全地区の集計といたしまして、全428筆、339,404㎡の送付に対し、合計248筆、196,832㎡の回答があり、全体の回答率は58%となっております。

なお、本調査において回答がありました各筆の個別結果につきましては、次ページ、2ページから16ページまで、地区ごとに掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に利用意向調査後の流れについてご説明いたします。最終ページ17ページをご覧ください。

はじめに、利用意向調査において、回答があった農地につきましては、今後、作付の再開や耕起等の保全管理がなされれば、一番上の「遊休化が解消された農地」となります。それに対し、回答後に現地に変化が見られない場合は、上から二番目の「継続して確認が必要な農地」として、次年度においても利用状況調査の対象となります。また、回答のあった農地の内、「貸し付けを希望する」と回答された農地につきましては、所有者に対し、本年4月より開始した「貸付希望農地制度」の申込書を発送する予定となっております。申し込みのあった農地につきましては、令和4年4月1日より、「貸付希望農地」として掲載し、耕作者を募集する予定でございます。「貸付希望農地」として掲載後も次年度調査までに借り受け希望の申出がなく、保全管理も行われない農地につきましては、遊休化が解消されない農地となりますので、「継続して確認が必要な農地」として、次年度においても利用状況調査の対象となります。それに対し、「貸付希望農地」として掲載後、借り手や買い手が見つかり、作付けや保全管理が行われている予定の農地につきましては、一番下の「遊休化が解消された、または解消が見込まれる農地」といたします。

なお、右側に示した数値につきましては、昨年度の利用意向調査で回答のあった257筆についての、現在の状況を参考値として掲載しております。現在、貸付希望農地制度につきましては、貸借のみに限定させていただいておりますが、中には農地を必要とせず売却を希望する方もいらっしゃいます。そのような相談にも可能な限り対応したいと考えておりますので、委員の皆さまには、今後、購入希望者とのマッチングなどにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、報告第2号のご説明を終了いたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。こちらも報告事項ではありますが、皆さんから何かございましたらご発言願います。

（発言なし）

議長（会長 中山基君）

それでは報告事項ということで、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして報告第3号、農地パトロールの結果に基づく非農地判断について、報告願います。局長。

事務局長（小林正幸君）

報告第3号の別紙並びに、黄色の参考資料2をご覧ください。

報告第3号、農地パトロールの結果に基づく非農地判断につきましては、報告第1号の利用状況調査の結果、既に山林、原野の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地について、農地法の運用に基づき、農業委員会において非農地判断を行い、その結果をご報告するものでございます。

内容につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局（綿貫千秋君）

報告第3号、農地パトロールの結果に基づく非農地判断について、ご説明申し上げます。

非農地判断につきましては、農地法の運用に基づき、先ほどご報告いたしました農地パトロール

の結果において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様よりB分類と判断された農地について、農業委員会事務局が現地調査を行い、報告書どおり非農地と判断したものについて、今回その結果をご報告するものでございます。

報告第3号の別紙1ページ並びに、参考資料2の1ページ土地位置図をお開き願います。

土地の位置につきましては、①の下妻地区から、㊸の大形地区まででございます。ここからは、地区ごと一括してご説明申し上げます。

参考資料2の2ページをお開き願います。はじめに下妻地区でございますが、畑合計19筆、14,904㎡であり、現況は原野及び山林でございます。

報告第3号の別紙2ページ並びに、参考資料2の3ページをお開き願います。続きまして大宝地区でございますが、畑合計15筆、12,709㎡であり、現況は原野及び山林でございます。

参考資料2の9ページをご覧ください。続きまして騰波ノ江地区でございますが、畑合計8筆、5,628㎡であり、現況は原野及び山林でございます。

報告第3号の別紙3ページ並びに、参考資料2の12ページをお開き願います。続きまして上妻地区でございますが、田畑合計16筆、13,319㎡であり、現況は原野及び山林でございます。

参考資料2の5ページをお開き願います。続きまして総上地区でございますが、説明の前に、訂正がありますのでご説明申し上げます。地図番号17・番号68 今泉字堤外1472 につきましては、筆界未定地につき、今回の非農地判断からは除外させていただきます。筆数及び面積、変わりました、畑合計10筆、9,319㎡であり、現況は原野及び山林でございます。

参考資料2の20ページをお開き願います。続きまして豊加美地区でございますが、田畑合計2筆、832㎡であり、現況は原野及び山林でございます。

参考資料2の21ページをご覧ください。続きまして蚕飼・宗道地区でございますが、田畑合計2筆、880㎡であり、現況は山林でございます。

報告第3号の別紙4ページ並びに、参考資料2の22ページをお開き願います。続きまして大形地区でございますが、田畑合計15筆、12,419㎡であり、現況は原野及び山林でございます。

以上、非農地とされた土地につきましては、全体で、田畑合計87筆、70,010㎡でございます。

最後に、非農地判断後の手続きの流れをご説明いたします。

最終ページをお開き願います。非農地判断後、対象地の所有者及び、法務局、茨城県、下妻市の関係機関へ非農地となった旨の通知を行います。対象地の所有者は、この通知をもって法務局で山林など農地以外の地目へ地目変更登記の手続きが可能となります。また、農業委員会では農地台帳を整理し、今後は非農地として取り扱うこととなります。

以上で、報告第3号のご説明を終了いたします。

議長（中山基会長）

はい。渡辺係長。

事務局（渡辺広行君）

すみません。今の説明に一点補足をさせていただきます。黄色の参考資料2の最後の28ページをお開きください。皆様から農地パトロールをしていただいてB判定をいただいたところで、この非農地判断をしまして、農地台帳から除外する動きになるのですが、その際、2番の関係機関への通

知に関係しますが、土地改良区の受益地となっている場所につきましては、事前に各土地改良区の事務局に該当する農地等の一覧を確認していただきまして、非農地通知を出していいのか、B判定ではあるけれども非農地にはしない方がいいのかということ、問い合わせを行いまして、一部非農地通知はしないしてほしいというところが毎年出てきております。そのため、一覧を比べていただきますとB判定した農地は約9万平方メートルあるんですけれども、実際に非農地通知を出すところは、約7万平方メートルということで、B判定イコール非農地通知の面積とは若干異なっております。それは土地改良事業をやったところは、非農地判断は出さないということで、国の指導があるためでございます。以上補足させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

はい、ありがとうございます。説明を終わります。こちらも報告事項ではありますが、皆さんから何かございましたらご発言願います。

宮山委員

今、説明を受けたわけですが、事務局に確認ですけれども、この黄色い冊子ですが、写真入りで大変細かく分かりやすくなっているんですけれども、これは手続き上、会議上必要なんですか。

事務局（渡辺広行君）

はい。国の指導でありますと農地利用最適化推進委員及び農業委員が3人以上で利用状況調査を実施し、それで非農地判断しなさいというのが原則であります。白黒で見づらいかと思うんですけれども、写真で改めて皆様に非農地の場所を確認いただいて、全部ではありませんが、確認いただくということで写真の方を付けさせていただいております。

宮山委員

便宜上ということですよ。

事務局（渡辺広行君）

宮山委員のおっしゃる通り、便宜上にはなってしまいますね。

宮山委員

今お話ししたのは、非常に市職員の方の事務量大変でしょうから、調書があればわかるわけですから、ここまでやらなくてもいいのかなと思ってお話ししたわけなんです。年々、下妻市の職員も少なくされている中で、仕事量ばかり増えちゃって、確かにこれがあればわかるんですけれども、そのところ良く加味して委員会で考えてもらえばいいのではないのでしょうか。

議長（会長 中山基君）

はい。貴重な発言ありがとうございます。事務局と十分相談して今後対応したいと思います。他にご質問ございませんか。

(発言なし)

議長（会長 中山基君）

それでは報告事項ということで、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続いて、報告第4号、制限除外の農地の移動届出について報告願います。局長。

事務局長（小林正幸君）

9ページをご覧ください。

報告第4号、制限除外の農地の移動届出については、今回4件の届出であります。ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、村岡地内、畑、231㎡、届出理由は、橋梁上部工事に伴う作業ヤードとして一時転用したく下妻市より届出されたものであります。去る、10月21日、届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、若柳地内、3筆、畑、合計2,549㎡の内、103.45㎡、届出理由は、道路用地として使用貸借したく下妻市より届出されたものであります。去る、10月22日、届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

届出番号3号、届出地、村岡地内、登記、畑、現況、雑種地、667㎡、届出理由は、橋梁上部工事に伴う作業ヤードとして下妻市が一時転用している届出地の期間延長であります。去る、10月29日、届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

届出番号4号、届出地、柳原地内、2筆、畑、合計576㎡の内94.84㎡、届出理由は、道路用地として使用貸借したく下妻市より届出されたものであります。去る、11月1日、届け出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、届出を受理したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続いて、報告第5号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長（小林正幸君）

10ページをお開き願います。

報告第5号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、平方地内、2筆、田、合計3,266㎡で、公益社団法人 茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る11月1日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、大木地内、2筆、田、合計1,982㎡

届出番号3号、届出地、大園木地内、畑、1,259㎡

届出番号4号、届出地、原地内、5筆、田畑、合計8,834㎡

届出番号2号から4号の内容につきましては、届出番号1号と同様であり、同じく、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続いて、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長（小林正幸君）

11ページをご覧願います。

報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載の通り、11ページから15ページまで23件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。皆さんから何かございましたらご発言願います。

（発言なし）

議長（会長 中山基君）

以上を持ちまして、令和3年第11回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なるご審議ありがとうございました。

（午後2時37分閉会）

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---